

## 和泉市留守家庭児童会（仲よしクラブ）における弁当宅配事業者選定実施要領

和泉市留守家庭児童会（仲よしクラブ）では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学 1 年生から 6 年生の児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供しています。長期休業（春・夏・冬休み）期間中などの学校休業日は午前 8 時から午後 7 時まで開設しています。また全ての和泉市留守家庭児童会は学校敷地内に設置されています。

### 1. 目的

この要領は、和泉市留守家庭児童会に在籍する児童が、学校給食の提供がない長期休業期間中、希望により、安心・安全な弁当宅配を利用できるよう、最適な事業者を選定することを目的とします。

### 2. 事業概要

(1) 事業名 和泉市留守家庭児童会弁当宅配事業

(2) 事業の内容

市内の留守家庭児童会に在籍する児童の保護者からの注文を受け、各教室へ弁当を宅配する。

(3) 実施期間 ※土日祝・年末年始（12月29日（水）から1月3日（月））を除く

①令和3年12月27日（月）から令和4年1月6日（木）

②令和4年3月25日（金）から令和4年4月7日（木）

③令和4年7月21日（木）から令和4年8月24日（水）

(4) 対象 和泉市留守家庭児童会 19クラブ（60クラス）（令和3年10月1日現在）

	名称	所在地	クラス数
1	国府留守家庭児童会	府中町 2-5-20	3
2	信太留守家庭児童会	尾井町 2-8-17	3
3	鶴山台南留守家庭児童会	鶴山台 4-1-1	1
4	鶴山台北留守家庭児童会	鶴山台 1-9-1	3
5	黒鳥留守家庭児童会	黒鳥町 1-6-5	3
6	緑ヶ丘留守家庭児童会	緑ヶ丘 3-4-1	4
7	芦部留守家庭児童会	芦部町 224-3	3
8	伯太留守家庭児童会	伯太町 2-24-22	3
9	池上留守家庭児童会	池上町 3-14-45	2
10	和気留守家庭児童会	和気町 4-9-1	4
11	北池田留守家庭児童会	池田下町 1670	3
12	北松尾留守家庭児童会	唐国町 3-3-19	4
13	光明台南留守家庭児童会	光明台 3-8-1	2

14	光明台北留守家庭児童会	光明台 1-3 5-1	3
15	いぶき野留守家庭児童会	いぶき野 3-3-1	5
16	横山留守家庭児童会	北田中町 1 8 3	1
17	南池田留守家庭児童会	納花町 1 8 1	3
18	青葉はつが野留守家庭児童会	はつが野 1-5 0-1	7
19	南松尾はつが野留守家庭児童会	はつが野 6-45-1	3

※クラス数については、実施時に増減している可能性があります。

【参考】令和3年10月1日時点の留守家庭児童会在籍児童数 1,906名

### 3. スケジュール

内 容	日 程
募集期間	令和3年10月20日(水)から10月29日(金)午後5時まで
選考期間	令和3年11月2日(火)から11月10日(水)
結果通知	令和3年11月中旬

### 4. 応募に関すること

#### (1) 応募者の要件

- ①市内に事業所を有すること
- ②市内全留守家庭児童会の全クラスの入口まで、事業者の責任において、正午までに弁当を宅配できること
- ③学校給食衛生管理基準（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）等に基づき、児童に安全な食事を提供できること
- ④学校・幼稚園・保育所等に弁当宅配を実施した実績があること

#### (2) 応募者の欠格要件

和泉市暴力団排除条例(平成24年3月28日条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団密接関係者

#### (3) 応募方法

エントリーシートをこども未来室学童保育グループまで持参、郵送又はE-mailにて提出してください。

提出先 : 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 (和泉市役所2階)  
和泉市教育委員会 教育・こども部 こども未来室 学童保育グループ  
電話 0725-99-8198 (直通)  
E-mail [gakudou@city.osaka-izumi.lg.jp](mailto:gakudou@city.osaka-izumi.lg.jp)

提出期日 : 令和3年10月29日(金)午後5時(必着)

受付時間 : 午前9時から午後5時まで(土日祝を除く)

※質疑があれば上記提出先までお問い合わせください。

## 5. 選定方法及び結果通知

エントリーシートの審査及び試食の実施により、最適な事業者1社を選定します。なお、結果については応募いただいたすべての事業者に通知します。

## 6. 選定結果の公表

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、選定候補者を特定した後、次の内容を速やかに公表します。

- ①選定候補者の評価点
- ②全提案事業者の名称（申込順）
- ③全提案事業者の評価点
- ④契約候補者の選定理由
- ⑤選定委員会委員の職名等

※応募が2者の場合、③は公表しないこととします。

## 7. 留意事項

- ①本件は市と委託契約を締結するものではありません。
- ②本事業実施にあたり、市の責めに帰さない事由により利用者との間で問題、紛争等が生じた場合、市は一切の責任を負わず、事業者の責任において解決いただくものとします。
- ③応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ④提供予定の弁当を市が指定する期間に提供していただき、選定時に評価対象とさせていただきます。
- ⑤必要に応じて、ヒアリングやアンケートをお願いすることがあります。
- ⑥提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。  
本件は、事業の諸条件の検討以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。